

## 市町村からの主な意見とその対応

| 意見                      |   | 対応（県の考え方）  |
|-------------------------|---|--|
| 第1章「計画の基本的事項」           |   |  |
| 1                       | P2<br>環境基本計画の上位計画や関連計画との関係性について、本編もしくは資料編等で可能な限り示していただきたい。<br>【市川市】                 | 関連する個別計画については施策ごとにその概要を示しているところですが、環境白書等で環境基本計画と関連計画の関係性を示してまいります。   |
| 第2章「計画の目標」              |   |  |
| 2                       | P5<br>いつの報告かを特定するため、次のように表現を修正すべきである。<br>「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、～」【千葉市】 | 御意見を踏まえ、修正しました。  |
| 第4章全般                   |   |  |
| 3                       | —<br>政策1～6で記載されている各取組が、4つの分野横断的テーマとどのように繋がっているのか、出来るだけ理解しやすいように示していただきたい。【市川市】      | 各取組によって4つの分野横断的テーマとの関係性において濃淡はありますが、各取組の推進に当たっては、各取組を構成上厳密に切り分けるのではなく、特定の施策が複数の異なる課題を解決するよう、分野横断的に展開してまいります。   |
| 第4章第1節「1 再生可能エネルギー等の活用」 |   |  |
| 4                       | P15<br>大規模開発となる場合があるメガソーラーに対する地域の不安の解消を図る取組を検討してほしい。【御宿町】                           | 大規模な太陽光発電施設の設置については、現在、国において、環境影響評価法の対象とする方向で検討が行われており、県ではこれまで、法の対象事業については、基本的に県条例の対象としていることから、国の動きを注視しているところです。<br>また、太陽光発電事業の長期安定化に向け、国において、太陽光パネルを斜面に設置する際の技術基準の見直し等の安全確保対策や、太陽光パネルの適切な廃棄対策などについて、検討することとしています。<br>県としては、国の動きや、県で進めている太陽光発電に係る国のガ |

|                     |                 |  |  |
|---------------------|-----------------|--|--|
|                     |                 |  | イドラインの効果や課題の分析などを踏まえ、更なる対応が必要であれば、各市町村で地域の実情に応じた対応ができるよう、適切な手法について検討してまいります。   |
| 5                   | P17             | 水素社会の利活用に向けた環境づくり、燃料電池の普及促進についても、再生可能エネルギーと同様に、地域（市町村・事業者等）への導入促進に関する支援について、可能な範囲で盛り込んでいただきたい。【市川市】                          | 水素エネルギーの利用は、まだ緒についたところであり、利用拡大に当たってはコスト面などが課題とされていますが、県では、県内産業の振興を図るため、企業や市町村等からなるプラットフォームを設置し、先進事例の情報提供を行うとともに、事業者が市町村と連携して行う取組を、再生可能エネルギーとともに支援しています。              |
| 6                   | P18             | 指標「太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入量」で、「太陽光発電以外」が何か明記されていないため、注釈等で「太陽光発電以外」が何かを記載していただきたい。【千葉市】   | 御意見を踏まえ、注釈として「太陽光発電を除く、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギー導入量をいいます」と記載しました。   |
| 第4章第1節「2 省エネルギーの促進」 |                 |  |  |
| 7                   | P19             | 環境省が推し進める国民運動「COOL CHOICE」について、市として独自に取り組んでいるため、県の計画においても記載いただくと、より事業の効果が高まると考えられることから、「COOL CHOICE」についても記載を検討していただきたい。【千葉市】 | 現況と課題において、「国においては、二酸化炭素の排出を減らす「次世代の暮らし方」として、「COOL CHOICE（賢い選択）」を推進する国民運動を展開」している旨を追記しました。  |
| 8                   | P20             | 千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業では、平成29年度以降、HEMSについては設置補助対象外としていることから、HEMSについて、導入を促進するとはどのような方策によるものか疑問に思う。【旭市】                         | HEMSについては、設置価格が低いものもあることなどから、県では、現在、補助を実施していませんが、今後、国が標準的な住宅で導入しようとしているZEH等においては、HEMSは必須の設備とされており、家庭での省エネを進めるのに重要な設備であるため、リーフレット等による普及啓発を行うことなどにより、導入促進を図りたいと考えています。 |
| 第4章第1節「4 気候変動への適応」  |                 |  |  |
| 9                   | P27<br>～<br>P29 | 気候変動の適応に関する市町村への取組の支援として、県内の地域ごとの適応策及び地域気候変動適応センターの設置について、可能な範囲で盛り込んでいただきたい。【市川市】  | 平成30年12月の気候変動適応法の施行を受け、今後、市町村において、気候変動への適応に関する計画の策定や取組の推進を図っていくことが必要であると考えられることから、県の主な取組として、市町村の取組の支援に関する項目を追加するとともに、適応に関する計画の策定市町村数に関する指標を追加しました。                   |

第4章第2節「4 再生土への対策の推進」

|    |     |   |  |
|----|-----|---|--|
| 10 | P39 | <p>「再生土」とは千葉県独自の定義であり、全国的な統一規格や公的認証機関は存在しないのが現状である。汚泥等の中間処理したものは、臭気や強アルカリであること等、また産廃の混入が起こりやすいことを考えると、規制の在り方を含め検討する必要があると考える。廃棄物の減量化、再利用の推進は必要なことと考えるが、建設汚泥等を中間処理したものを埋めたて等で再利用することが現段階で適切か検討すべきと考える。【我孫子市】</p>   | <p>再生土は、適正に利用する限り安全で有用な資材ですが、県内における再生土を利用した土地の埋立て等の一部には、不適正な施工方法による崩落等や周辺の植生への悪影響が見られる事例が発生しています。</p> <p>このため、条例では、崩落等の発生を防止するための基準や、埋立て区域から流出する水による周辺の植生への悪影響を防止するための基準を設けるとともに、500 m<sup>2</sup>以上の埋立てを「特定埋立て等」と定義して、届出等の義務を課すこととしました。</p> |
| 11 | P39 | <p>「再生土と称した産業廃棄物や土砂等の不適切な埋立て」に対処する必要があるとし、主な取組で</p> <p>(1)「定期検査や立入検査において基準の遵守を指導し…」</p> <p>(2)「崩落等の防止基準や環境影響の防止基準に反した埋立て等が行われた場合は…」とあるが、有害物質が含まれた「再生土」で埋立てが行われてしまったら、事業者に撤去を行わせることは非常に困難である。</p> <p>目指す環境の姿として周辺の生活環境の保全に配慮するのであれば、少なくとも残土条例と同じレベルで規制すべきと考える。【我孫子市】</p> | <p>土壤環境基準を超える有害物質が含まれていないなど、埋立て資材としての品質を有していることを確認する必要があるため、届出書に再生土の性状(分析結果を含む)を添付させることを検討しています。</p> <p>なお、土壤環境基準を超える有害物質を含むなど、埋立て資材としての品質を有していない再生土は廃棄物であり、廃棄物処理法で対応することとなります。</p>  |
| 12 | P39 | <p>「政策2 循環型社会の構築」のため、廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用を推進するなかで、主要な施策項目として「再生土」のみ取り上げられていることは適切ではないと考える。また適正利用を推進する県の取組に関する記述がない。</p> <p>【佐倉市】</p>   | <p>県では、再生土の埋立て等の適正化を図るため、2018年10月に再生土条例を制定したことから、「再生土への対策の推進」を新たに施策項目として設定しました。</p> <p>廃棄物の再生利用推進策については、第2節「1 3Rの推進」「(2)資源循環を推進に向けた基盤づくり」の主な取組「リサイクルの推進」に、廃棄物を原料としたリサイクル製品の認定制度の導入により、リサイクル製品の利用促進を図っていく旨記載しています。</p>                        |